

平川市長 工 藤 貴 弘 様

平川市監査委員 鳴 海 和 正

平川市監査委員 小田桐 正 和

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告をします。

記

第1 監査の概要

1 監査の目的

市が補助金を交付している次の団体等について、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、また、所管課では適正な交付事務を行っているのか等について監査した。

2 監査の対象

団 体 名 等	所 管 課
平川市民で当該年度に宅配ボックスを購入し、自ら居住する住宅又は敷地内に設置した者（本市の住民基本台帳に記録され、市税等に滞納がない者）	総務部 政策推進課

3 監査実施日及び監査実施場所

実 施 日	実 施 場 所
令和8年2月6日	監査委員事務局

#### 4 監査の範囲

令和6年度に交付された宅配ボックス設置奨励補助金交付事務の執行を対象とした。

団体名等	監査対象事業
平川市民で当該年度に宅配ボックスを購入し、自ら居住する住宅又は敷地内に設置した者（本市の住民基本台帳に記録され、市税等に滞納がない者）	宅配ボックス設置奨励事業

#### 5 監査の着眼点

財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、次の観点について団体等及び所管課を監査した。

区分	着眼点
平川市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 交付申請、請求、受領手続き及び実績報告等は適時、適正に行われているか。</li><li>・ 領収書等の証拠書類は適正に整備されているか。</li></ul>
所管課	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 補助金交付に係る要綱は、整備されているか。</li><li>・ 交付目的及び補助金対象事業の内容は明確か。</li><li>・ 補助金の額の算定、交付手続、交付時期等は適切か。</li><li>・ 領収書等の証拠書類により支出の実態を十分に把握しているか。</li></ul>

#### 6 監査の方法

- (1) 補助金交付申請書兼請求書、補助金交付決定通知書、支出伝票の監査
- (2) 所管課からの聴取調査

### 第2 監査の結果

#### 1 補助事業の内容

事業目的	宅配ボックス設置を奨励し、宅配物の再配達に伴う二酸化炭素排出量の削減及び安全・安心で暮らしやすいまちづくりを推進するため。
	宅配ボックスを設置する者に対し、当該年度の予算の範囲内において、補助金を交付する。 なお、宅配ボックスとは下記の条件を満たすものとする。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収納した宅配物が外部から見えにくい構造であること</li> <li>・耐久性及び防水性に備え、宅配物を安全に保管できること</li> <li>・盗難防止のため、ワイヤー、アンカーその他の盗難防止のための器具で固定されていること</li> </ul>
補助金額	582,000円
事業成果	宅配ボックスの設置を奨励することで、宅配物の再配達に伴う二酸化炭素排出量の削減のほか、物流業者の負担軽減にも寄与された。

## 2 監査結果

補助金の交付目的及び交付事務等に関する一連の事務処理について、申請書類等を検査した結果、補助金額の算定、交付方法、交付時期及び交付に係る事務処理はいずれも適時適正に行われており、関係書類の整備及び管理についても適正と認められた。

ただし、当該事業の対象者（宅配ボックス設置者）40名の補助対象経費（補助率2分の1）内訳を確認したところ、補助金額が平川市宅配ボックス設置奨励補助金交付要綱（以下、「交付要綱」と表記。）第5条に定める上限額（1台につき3万円）に達している者のうち、本体価格4万円弱に対し、設置（固定）費用が2万円強で、本体価格に比べ設置費用が割高なのではないかと疑われる事案が見られた。

所管課においては、経費内訳を精査し、宅配ボックスの設置（固定）に係る適正価格の設定について考慮願いたい。

また、所管課からの聴取調査において、令和7年度は申請件数が前年度の半分以下（監査実施日時点）となっている旨の説明があり、事業効果の低下が懸念されることから、当該事業に実施年次を設定し、一定年次において実績を検証することにより、事業の継続又は見直しの判断を行う必要があるものと考えられる。

交付要綱第1条に規定されている宅配ボックス設置奨励の趣旨については、市民生活の利便性向上のみならず、物流業者の負担軽減や二酸化炭素の排出抑制にもつながるといふ社会的意義が十分に認められるものであり、多面的に有効な補助事業として、今後も実施されることを期待するものである。